

鳥取県私立高等学校等特別支援教育サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県私立高等学校等特別支援教育サポート事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、私立高等学校、私立中学校及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条の2第1項に基づく指定技能教育施設である私立専修学校（以下「私立高等学校等」という。）の特別支援教育の維持向上を図ることを目的として交付する。

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、原則として本補助金を交付しない。

- (1) 学校法人等の役員又は教職員の間において訴訟その他の紛争があり、当該学校法人等、高等学校又は専修学校の適正な運営が期しがたい場合
- (2) 学校法人等の財政事情が極度に窮迫して、破産宣告、銀行取引停止処分等を受けた場合
- (3) 学校法人等が法令の規定、それに基づく所轄庁の処分又は当該学校法人等の寄付行為に違反した場合
- (4) その他高等学校、中学校又は専修学校の管理が著しく適正を欠いている場合

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的を達成するため、私立高等学校等を設置する学校法人等が行う別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について、当該学校法人等に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第2欄に掲げる経費の額に同表第3欄に定める率を乗じて得た額（同表第4欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 なお鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、毎年知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から60日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(着手届を要しないもの)

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に該当する場合以外の場合とする。

(承認を要しない変更等)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額又は2割以上の減額に係るもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書には、様式第4号による変更計画書その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から10日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限等)

第10条 規則第25条第2項ただし書の期間は、6年とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため、処分を制限する必要があると認められるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるものの他、本補助金の交付について必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月16日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月30日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

	機関、スクールカウンセラー等との打合せのための旅費 ②就労、進学に係る随行等の旅費		
--	--	--	--